

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
片岡レディスクリニック	片岡 明生	八代市本町3-3-35	平成15年10月1日
村田外科胃腸科医院	村田勝三郎	八代市横手本町2-1	平成15年10月1日
吉井医院	吉井 達太	玉名郡菊水町用木1857	平成15年9月15日
本多医院	本多 忠相	菊池郡菊陽町大字馬場楠427	平成15年9月1日

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
人吉歯科クリニック	本田 徳貳	人吉市西間上町2479-1	平成15年10月23日
なるせ歯科医院	成瀬 公洪	上益城郡甲佐町大字岩下東園65-1	平成15年4月12日
北村歯科医院	北村 元	天草郡苓北町富岡出東町3255	平成12年9月30日

〔薬局〕

薬局機関	開設者	薬局所在地	廃止年月日
矢部調剤薬局	有限会社ベルファルマ	上益城郡矢部町浜町170	平成15年5月1日
すみれ薬局	有限会社誠真館	八代郡竜北町大字新田字溝端49-7	平成15年9月1日

熊本県告示第54号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により、売りさばき人の指定を次のように取り消す。

平成16年1月23日

熊本県知事 潮谷 義子

住 所	名称及び代表者氏名	取 消 年 月 日
阿蘇郡高森町大字高森2168番地	高森町 町長 藤本 正一	平成16年1月14日

熊本県告示第55号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る町の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨熊本市長から届出があった。

平成16年1月23日

熊本県知事 潮谷 義子

あらたに生じた土地	編入する町
熊本市沖新町字船場4955地先並びに3488の2、3488の7、3488の6、3506の3、3506の2、3508の2に隣接介在する水路に隣接する道路に隣接する水路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 18,024.73平方メートル	熊本市沖新町字船場

熊本県告示第56号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成16年1月23日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県本渡市楠浦町字上小野7143の1、字平尾7164の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに本渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 57 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 16 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字大曲 2835、2838 の 1、2840、2841、字新平木場 2865、字外ノ迫 2874、2875、字碁白 2876、2888、2889、字池ノ尾 2891、2902 の 1、2902 の 2、字大木場 2904、2905 の 1、2905 の 2、2906 の 2、2910 の 1、2912、字水汲川 2932 の 2、2933、2935、2943、2944、2950、2952 の 1、2953、字土手内 2957、2961、2962、2965 の 1、2965 の 2、2967、2969、2970、2972、2974、2975、2976、2978、2980、2983、字地ノ眼 2989 の 1、2989 の 3、2997、2999 の 1、2999 の 2、3005 から 3007 まで、3011、3015、3024 の 1、3025 の 1、3025 の 2、3026 の 1、字大椎 3053 の 1、字普現山 3078、3085 の 1、3088、字宇附平 3089、3090 の 1、字榎造 3189、3190、3192、3194、3197、3198、3200、3201、3208、3212、3213、3218、字廣丸 3219 の 1、3226
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大曲 2841（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 58 号

平成 16 年 3 月 31 日から天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町を廃し、その区域をもって置くこととした上天草市の人口は、35,314 人である。

平成 16 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、平成 16 年 2 月 23 日から、別図 1 に示す町の区域及び名称を別図 2 に示すとおり変更する旨熊本市長から届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 16 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（別図 1、別図 2、処分の内容）

別図1

現町界町名図

